

事務連絡
令和2年10月30日

別記 ご担当者 殿

国土交通省海事局
安全政策課危機管理室

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症
に関する政府の取組について

標記に関し、本日、新型コロナウイルス感染症対策本部において、国際的な人の往来の再開について、別紙の内容が決定されましたので、傘下事業者等に周知いただきたい。

以上

電話：03-5253-8616(直通)
国土交通省海事局安全政策課
野間 noma-t59pb@mlit.go.jp
伊藤 itoh-y2ug@mlit.go.jp
脇野 wakino-s2nx@mlit.go.jp

【別記】

一般社団法人 日本船主協会
一般社団法人 日本外航客船協会
一般社団法人 日本旅客船協会
一般社団法人 日本長距離フェリー協会
日本内航海運組合総連合会
外国船舶協会
外航船舶代理店業協会
日本船舶代理店協会
一般社団法人 日本造船工業会
一般社団法人 日本造船協力事業者団体連合会
一般社団法人 日本中小型造船工業会
一般社団法人 日本船用工業会
一般社団法人 日本マリン事業協会
一般財団法人 舟艇協会
一般財団法人 日本造船技術センター
公益財団法人 マリンスポーツ財団
一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興協会
一般財団法人 沿岸技術研究センター
公益財団法人 日本適合性認定協会
日中国際フェリー株式会社
有限会社 沖縄シブスエージェンシー
有限会社 陸通
一般社団法人 日本船舶電装協会
一般社団法人 日本船用機関整備協会
一般社団法人 日本船舶品質管理協会
公益財団法人 東京エムオウユウ事務局
一般財団法人 日本海事協会
一般財団法人 日本舶用品検定協会
日本小型船舶検査機構
アメリカン・ビューロー・オブ・シッピング
DNV GL AS
ロイドレジスター・グループリミテッド
CCS
韓国船級協会
一般社団法人 大日本水産会
一般財団法人 日本船舶技術研究協会
全日本海員組合
一般社団法人 全国モーターボート競走施行者協議会
一般財団法人 日本モーターボート競走会
公益社団法人 日本モーターボート選手会

一般社団法人 全国モーターボート競走施設所有者協議会
一般社団法人 全国ボートピア施設所有者協議会
公益財団法人 日本財団
公益財団法人 ブルーシー・アンド・グリーンランド財団
公益財団法人 日本海事科学振興財団
一般財団法人 日本船渠長協会
一般社団法人 日本船長協会
一般社団法人 全日本船舶職員協会
一般財団法人 海洋育英社
一般社団法人 海洋会
一般社団法人 日本船舶機関士協会
公益財団法人 海技教育財団
独立行政法人 海技教育機構
日本水先人会連合会
一般財団法人 海技振興センター
公益財団法人 海技資格協力センター
一般財団法人 日本船舶職員養成協会
公益社団法人 日本海員掖済会
一般財団法人 日本船員厚生協会
公益財団法人 日本船員雇用促進センター
公益財団法人 日本船員福利厚生基金財団
一般財団法人 全日本海員福祉センター
公益財団法人 日本殉職船員顕彰会
一般社団法人 外航船員医療事業団
船員災害防止協会

国際的な人の往来の再開

1. 日本在住のビジネスパーソンの短期出張ニーズへの対応

11月1日から、日本在住の日本人及び在留資格保持者を対象に、全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時に、防疫措置（注1）を確約できる受入企業・団体がいることを条件に、ビジネストラックと同様の14日間待機緩和を認める。

（注1）新型コロナウイルス検査、帰国後14日間の公共交通機関不使用及び位置情報の保存、誓約書及び「本邦活動計画書」の提出等（入国拒否対象地域への出張の場合は、機内及び帰国後14日間のマスク着用並びに受入責任者による健康フォローアップの実施について誓約を求める）。また、渡航先への滞在期間は7日以内（渡航先での隔離要請期間を除く）に限定するとともに、渡航先での滞在場所は業務上必要最小限のものとし、感染防止対策を徹底することについても誓約を求める。

2. 入国拒否対象地域の指定解除・追加指定（注2）

（1）入管法に基づき入国拒否を行う対象地域として、以下の国・地域の指定を解除（注3）。ただし、当該国・地域の感染状況いかんによっては、再度入国拒否対象地域に指定することを検討。

豪州、シンガポール、タイ、韓国、中国（香港及びマカオを含む）、ニュージーランド、ブルネイ、ベトナム、台湾

（2）入管法に基づき入国拒否を行う対象地域として、以下の国・地域の全域を指定。14日以内にこれらの地域に滞在歴のある外国人は、特段の事情がない限り、入国拒否対象とする。

ミャンマー、ヨルダン

（注2）本措置を受け、入国拒否を行う対象地域は、合計で152か国・地域となる。

（注3）入国拒否対象地域の指定解除の後も、既に実施済みの査証免除措置の停止措置及び発給済み査証の効力停止措置は継続する。

3. 検疫の強化等

上記2.（1）に掲げる国・地域からの入国者については、入国前14日以内に上陸拒否対象地域に滞在歴がない限り、原則として、新型コロナウイルス検査の実施対象としない。14日以内に上記2.（2）の入国拒否対象地域に滞在歴のある入国者について、新型コロナウイルス検査の実施対象とする。

4. 査証の制限

上記2.(1)の国・地域のうち、豪州、ニュージーランド、台湾に対する査証免除措置を停止する。また、これらの国・地域との間のAPEC・ビジネス・トラベル・カードに関する取決めに基づく査証免除措置の適用を停止する。

上記2.、3. 及び4. の措置は、11月1日午前0時から当分の間実施する。実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者も対象とする。

以上